

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

豊かに暮らせる坂井地区のまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

福井県

3 地域再生計画の区域

福井県坂井市の区域の一部(旧坂井郡春江町区域のうち嶺北縦貫線沿線を中心とした区域)

4 地域再生計画の目標

(1) 地域再生計画の背景等

ア 背景

福井県坂井市は福井県北部に位置し、西は日本海、北は石川県、南は県都福井市に面している。その行政区域は南北約 17km、東西約 32km に及び東西に長く、面積は約 210 平方キロメートルである。

地形としては、本県で一番長い九頭竜川が南部を、東部の森林地域を源流とする竹田川が北部を流れ、西部で合流し日本海に注ぎ込んでいる。中部には福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がり、西部には砂丘地および丘陵地が広がっている。

土地利用を地目別に見ると、田畑が約 36%、山林が約 31%を占めており、豊かな自然環境に恵まれている。

坂井市は、平成 18 年 3 月 20 日に三国町、丸岡町、春江町および坂井町の 4 町が合併してできた新しい市であり、人口は 92,312 人（平成 17 年国勢調査人口積上げ）である。福井県第 2 位の人口を有する都市であり、市を構成する 4 町の人口は総じて増加傾向にある。

特に、計画区域のある旧春江町（以下「春江地区」という。）は、山林の全くない平坦な田園地帯であり、地目別の土地利用では田が 8 割程度を占め、農家人口が区域内人口の 3 割弱、経営耕地規模 1ha 以上の農家が 6 割強を占めるなど、福井県随一の穀倉地帯を形成しているが、福井市に隣接し市街地も連たんすることから、県内随一の人口増加率（平成 12～17 年人口増加率 3.97%）を示しており、当該区域を南北に走る主要地方道福井金津線（嶺北縦貫線）沿いに各種の店舗や事業所が次々と進出し、活況を呈している。

また、この区域には、主要地方道福井金津線（嶺北縦貫線）・福井加賀線（芦原街道）などの主要な道路をはじめ、JR 北陸本線、えちぜん鉄道など、南北方向に広域的な交通網が整備され、県内唯一の空港である福井空港があるなど、優れた交通条件が備わっている。

福井空港は、現在定期便は就航していないが、防災拠点として福井県防災ヘリコプター「ブルーアロー」や福井県警本部航空隊ヘリコプター「くずりゅう」が常駐しており、また、グライダー等のレジャー空港などとしても利用されている。

さらに、文化の森や児童科学館、ゆりの里公園、農業を通じた交流を図る地域交流センター「いねす」など、数多くの観光資源が分布し、県内外を問わず多くの観光客が訪れている。

イ まちづくりの課題

坂井市は、市街地内において、土地区画整理事業や住宅地開発などにより、積極的な住宅地の供給が行われており、その基盤整備率は、用途地域面積の約 50.7%に達している。また、用途地域の指定のない郊外部、特に福井市に近い市の南部地域で住宅やマンションの開発が活発に行われているほか、幹線道路沿道における量販店や飲食店、工場などの進出・開発が点在して全市的に行われている。

坂井市総合計画では、基本構想において次の項目を施策の大綱として定めている。

- ・多様な都市活動を支えるまちづくり
- ・地域の活力を創造するまちづくり
- ・安全で快適な暮らしを支えるまちづくり
- ・美しい自然と共生するまちづくり
- ・誰もが笑顔で暮らせるまちづくり

その中の「多様な都市活動を支えるまちづくり」を進めるため、適正な土地利用の誘導を図る計画的な土地利用の推進を基本施策として掲げ、都市として将来にわたり持続・発展していくことのできる計画的な土地利用計画を定め、無秩序・拡散的な宅地開発を抑制し、周辺環境と調和のとれた適正な土地利用の誘導を図ることとしている。

また、今後も予想される宅地需要に対しては、それぞれの市街地の土地利用状況などを勘案しながら適正な市街地規模の見直しを行い、併せて都市施設などの基盤整備を推進することとしている。

こうしたことから、計画区域においては、人口・世帯数の増加に応じた生活道路、公園・緑地、下水道等の整備促進による生活環境の向上、東西方向の交通機軸整備による人的・物的交流の拡大と交通インフラを活用した積極的な産業誘致による地域経済の活性化が求められる一方、田園地帯として良好な自然環境を保全することが求められている。

先買い土地の活用に当たっては、先述の坂井市総合計画を踏まえ、春江地区の地域活性化につながるよう、次のようなイメージに沿って計画的な土地利用を推進することが必要である。

・産業振興イメージ

県都福井市に隣接し、福井市と結ぶ主要幹線道路である嶺北縦貫線が南北に縦断し、また、海の玄関口である福井港にも近接している立地を活かし、特色のある技術、高度

な先端技術を有する企業の誘致などにより坂井市の産業振興と雇用創出に寄与する。

・田園環境イメージ

農地の無秩序、拡散的な宅地開発を抑制し、営農環境と調和のとれた田園地域にふさわしい土地利用の形成に努め、美しい田園風景を保全する。県下有数の穀倉地帯として、優良農地および担い手である農業後継者が健全に育成される環境を整える。

・福祉住宅イメージ

嶺北縦貫線から市の東部地域に向かうエリアには、住宅団地が形成されつつあるが、今後も良質な住宅、マンション等の開発が行われるよう、良好な居住環境を保持することが必要である。特に、航空機の空港利用との兼ね合いから、低層の福祉住宅用地としての利用にも配慮することが望まれる。

(2) 現在および今後における取組事項

坂井市の工業は、丸岡地区と春江地区を中心とした繊維産業、各地の工業団地における化学、機械、プラスチック製品等の製造業、テクノポート福井における石油、化学、金属等の重工業および機械、繊維等の製造業に分類される。

繊維産業については、特に細巾織物の生産では全国一を誇っているが、海外からの安価な輸入品の増加などを背景として国内生産全体が低迷しており、非常に厳しい状況にある。また、従業員が10人以下の零細企業が大半を占めており、倒産や廃業が増加するとともに、経営者や従業員の高齢化など、多くの問題点を抱えている。

こうした衰退の著しい繊維産業の振興を図るため、企業の技術開発や新分野への進出支援のみならず、販路の開拓、新製品の開発、後継者の育成、情報の収集・提供などを充実するとともに、地域産業を活性化する新たな企業の誘致、異業種交流や産官学の連携などによる研究開発機能の導入やベンチャー企業への支援も強化していく必要がある。また、人材の確保・育成や経営の近代化、経営力の強化などに対して、景気の動向を踏まえた支援対策を充実していく必要がある。

平成18年工業統計調査によると、坂井市の生産額は、県内市町の中では第2位と高いが、付加価値額は第4位、付加価値率は17.1%と県平均35.9%の半分以下である。

しかしながら、計画区域である旧春江町については、平成17年と比較して、事業所数は8.5%減少しているものの、従業者数、製造品出荷額ともに県平均を上回る高い伸びを示している。特に、従業者数については24.5%増と県内でも断然トップの高い伸び率となっている。これは、従来から規模が大きく生産性の高い事業所が進出してきていることによるものと考えられる。

計画区域に隣接する嶺北縦貫道路は、福井市へのアクセスが良いだけでなく、北陸自動車道丸岡IC、福井港など物流を支えるインフラ施設へのアクセスも良好である。

こうした立地条件の良さを生かして、特色ある技術や高度な先端技術を有する地元の研究開発型企業その他優良企業で、生産性が高く、従業者の雇用が見込まれる企業を計画区域に誘致するなど地域経済の発展に資するとともに、良好な居住環境が形成、維持

できるよう先買いに係る土地を提供していく。

また、福井県屈指の穀倉地帯である坂井平野の一部である春江地区の農業は、従事者の減少、高齢化、耕作放棄地の増大、米価の下落など非常に厳しい状況下に置かれているが、消費者の健康・安全志向の高まりにより、有機農産物の需要が増加するとともに、地産地消といった消費者と生産者の相互理解を深める新たな取組みも浸透してきている。

美しく自然豊かな田園環境を保全・維持していくためには、農業の持続的な発展が不可欠であり、農業後継者や女性も含めた新規就農者の育成・確保と就農への経済的および技術的支援などを図るとともに、認定農業者や集落営農組織などの育成により経営規模の拡大や経営能力の向上、農業生産基盤の整備強化など省力化や効率化を推進することが必要と考えており、空港事業用地として先買いした土地のうち、航空法で高さ制限を受ける土地については、優良な農地として農業後継者や認定農業者、集落営農組織等に提供していく。

(3) 地域再生計画の目標

自然との調和を基本に優良な農地を保全しながら、周辺環境と調和した快適な居住環境の形成と産業基盤の強化や企業誘致による雇用拡大など自立・発展できる地域活力の創造に取り組む。

企業誘致等に係る事業展開については、次のとおり数値目標を掲げて取り組むこととする。

誘致・新規立地企業数・・・1件以上

新規雇用者数・・・・・・・・・・30人以上

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

「公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大」の支援措置を活用し、周辺土地利用との調和を図りながら良好な居住環境の提供や特色ある技術、高度な先端技術を有する地元の研究開発型企業その他優良企業の誘致を進めるとともに、優良農地を農業後継者等に提供し、地域の活性化に資する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 支援措置を活用して行う事業

(1) 支援措置の番号および名称

番号：C3004

名称：公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大（国土交通省・総務省）

(2) 先買い土地の所在地

福井県坂井市春江町 江留中 37-14-1、41-4-2、41-5、41-8-1

藤鷲塚 42-2～7、42-8-2、42-28、45-14～18

沖布目 41-31

大針 1-1-1、1-1-3～6、1-5-1、2-1-1～2 計26筆

(3) 買取りの時期および目的

買取りの時期：平成4年から10年

買取りの目的：公共事業用地および代替地

(4) 法第9条第1項第1号から第3号までに掲げる事業等に供される見込みがないと判断される理由

・福井空港拡張整備事業先行取得用地は、昭和60年の福井空港拡張整備計画決定後、県の依頼に基づいて福井県土地開発公社が平成3年度から平成10年度までに先行取得した土地である。

・福井空港拡張整備計画は、公共工事を取り巻く環境が厳しさを増す中、地元の理解が得られず、平成13年9月に計画を「凍結」し、平成15年6月に計画を「取り止め」とした。

・以後、全庁的に用途を検討したが結論が出ず、現在も公共用地としては、未使用の状況にあり、今後も、法第9条第1項第1号から第3号までに掲げる事業等に供される見込みはない。

(5) 先買い土地を供することを予定している事業の概要

・事業の名称

坂井市春江町地区産業活性化・優良農地保全事業

・事業主体

福井県

・事業の用に供する先買い土地の面積

43,314㎡

・当該土地が所在する用途地域

指定なし

・事業の用に供する予定時期

平成21年3月以降

5-3-2 独自の取組み

該当なし

6 計画期間

認定の日～平成24年度末

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を実施の上、状況を把握し、県のホームページ等で公表する。

また、別途達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし